

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 デジタル庁関係（第一章関係）

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（第一条関係）
家畜人工授精師の免許に関する事務において個人番号を利用することができるようものとする。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 地方自治法の一部改正（第二条関係）

- 1 条例の公布に当たって行う普通地方公共団体の長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置によることを可能とすること。

- 2 その他所要の改正を行うこと。

二 住民基本台帳法の一部改正（第三条関係）

- 1 自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行おうとする者の登録等に関する事務、河川法等に違反した者等に対する監督処分等に関する事務等を機構保存本人確認情報等の提供を受けることができる事務として追加すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 地方独立行政法人法の一部改正（第四条関係）

公立大学法人は、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長の認可を受けて、産業競争力強化法第二十一条の規定による出資等を行うことができるものとする。

四 地方公共団体情報システム機構法の一部改正（第五条関係）

デジタル基盤改革支援基金の設置期限を令和十三年三月三十一日まで延長すること。

第三 厚生労働省関係（第三章関係）

一 生活保護法の一部改正（第六条関係）

1 生活保護法第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第二の第二欄に掲げる介護保険法の指定等を受けたものに係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失うものとする。

2 1の介護機関に係る生活保護法第五十四条の二第一項の指定は、当該介護機関が別表第二の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の

規定による指定等の効力が停止された部分に限る。）を停止するものとする。

- 3 1の介護機関等について、別表第二の第五欄に掲げる介護保険法の届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち生活保護法第五十四条の二第五項において準用する第五十条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなすものとする。

第四 経済産業省関係（第四章関係）

一 産業競争力強化法の一部改正（第七条関係）

「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は公立大学法人（以下「国立大学法人等」という。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものとする。

第五 国土交通省関係（第五章関係）

一 建築基準法の一部改正（第八条関係）

- 1 建築基準適合判定資格者等の登録に関する国土交通大臣への書類の提出及び国土交通大臣の書類の

交付に係る都道府県知事の經由事務を廃止すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第六 その他（附則関係）

一 この法律は、次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。

1 地方公共団体情報システム機構法の一部改正等 公布の日から施行

2 建築基準法の一部改正等 令和七年十二月一日から施行

3 生活保護法の一部改正等 令和八年四月一日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。